

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	投雪防止のぼり設置撤去業務
発 注 課	河川管理課
選 定 事 業 者	特定非営利活動法人 地域生活支援グループ・共働友楽舎 （契約受領委任先：特定非営利活動法人 地域生活支援グループ共働友楽舎 ワークショップアリス）
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） 本業務は、河川及び河川敷への投雪防止の注意喚起を図るための「のぼり」を河川沿いの転落防止柵等に設置し、啓発期間終了後に撤去するものであり、屋外での容易な軽作業を主体としていることから、障がいのある方に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がいのある方が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与することができる業務である。 そのため、令和6年度 札幌市障害者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定を適用し、「同号の規定に該当する障害者支援施設等を運営する者であり、かつ、当該施設等の所在地が札幌市内であるもの」を契約の相手方の選定基準とした随意契約により調達するものである。 特定非営利活動法人 地域生活支援グループ・共働友楽舎は、「元気ジョブアウトソーシングセンター」から本業務の履行が可能な施設として紹介された障害者就労施設等の運営法人であり、現に、札幌市内において、障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援を行う事業所（就労継続支援B型事業所 ありすくらぶ）及び「障害者支援施設等に準ずる者」として市長の認定を受けた重度障害者多数雇用事業所（札幌市障がい者協働事業所 ワークショップアリス）を運営しており、前述の選定基準を満たしている。 よって、本業務を当該法人に委託することにより、障がいのある方に対して自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がいのある方が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与することができるため、当該法人を契約の相手方として特定するものである。	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号